

立正大学における公的研究費の不正防止に関する基本方針	不正発生要因および改善が必要と思われる事項	R04年度計画	計画実施責任主体	具体的な取り組み(案)	優先度 甲:本年度内実施・規程化必須 乙:速やかな実施が望ましい 丙:検討を行い実施に備える
<p>1. 機関内における責任体系の明確化</p> <p>本学が公的研究費を適正に運営・管理を行うため責任体系を明確化する。責任者は不正防止対策を積極的に推進し、学内外に責任を持つ。そのための役割、責任の所在・範囲と権限を明確化し、責任体系を学内外に周知・公表をする。</p>	<p>最高管理責任者、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者の具体的な役割、実施すべき事項が明確になっていない。</p>	<p>最高管理責任者、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者それぞれの役割や実施すべき事項を明確にしたうえで、不正防止推進委員会においてその状況を評価する。</p>	<p>不正防止推進委員会委員会</p>	<p>・最高管理責任者である理事長は統括管理責任者である学長とともに不正防止対策について学部長会議等で自ら説明し、構成員の意識の向上と浸透を図る。 ・統括管理責任者は啓発活動等の具体的な計画を策定、実施する。 ・コンプライアンス推進責任者は計画に則り、自己の管理監督又は指導する部局等において、定期的に啓発活動を実施する。</p>	<p>甲</p>
<p>2. 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備</p> <p>不正に対して十分な抑止機能を備えた環境・体制の構築を図る。不正が行われる可能性が常にあるという前提の下で、十分な抑止機能を備えた環境・体制を構築し、不正を誘発する要因を除去する。</p>	<p>①説明会に参加できない教員に対するフォローができていない。</p>	<p>公的研究費に関する説明会を定期的に開催するとともに、欠席者へのフォローを強化し、コンプライアンス意識と理解度を向上させる。</p>	<p>研究推進・地域連携課</p>	<p>・公的研究費に関わる者へピンポイントで連絡し、参加を徹底させたい。欠席者へは別途個別に説明を行う。 また、説明会出席者、個別説明出席者をリスト化し、出席者数を把握するとともに、アンケート等で理解度を図り、説明の内容を継続的に改善する。</p>	<p>乙</p>
	<p>②文科省補助事業に携わる者など一部誓約書を徴していない事例が見られる</p>	<p>公的研究費に関わる全ての教職員へ誓約書の提出を徹底させ、コンプライアンス意識を向上させる。</p>	<p>研究推進・地域連携課</p>	<p>・提出を義務とし、リストで管理を行う。未提出者にはメールや面談を行い、強く提出を催促する。</p>	<p>甲</p>
	<p>③通報者保護の観点から、通報窓口を第三者機関に設置することが望ましいとされているが、第三者機関に設置されていない。</p>	<p>通報窓口を第三者機関に設置することについての検討を行う。</p>	<p>不正防止推進委員会</p>	<p>・不正防止推進委員会で通報窓口を第三者機関に設置することについての検討を行う。</p>	<p>丙</p>
	<p>④コンプライアンス教育の受講頻度が明確に定められていない</p>	<p>④コンプライアンス教育の受講頻度を定める。</p>	<p>不正防止推進委員会委員会</p>	<p>④日本学術会議による「科学研究における健全性の向上について」において、学習機会の提供について少なくとも5年ごとに求めていることから、本学においても5年に1度以上の受講を促し、通知している。改めて不正防止推進委員会で受講頻度を「5年に一度以上」と定める。</p>	<p>甲</p>
	<p>⑤公的研究費に関わる教職員に求める誓約書の提出頻度が明確に定められていない</p>	<p>⑤公的研究費に関わる教職員に求める誓約書の提出頻度を検討する。</p>	<p>不正防止推進委員会委員会</p>	<p>⑤適切な提出頻度、管理方法をガイドラインならびに他大学の制度等を参考に検討する。</p>	<p>乙</p>

立正大学における公的研究費の不正防止に関する基本方針	不正発生要因および改善が必要と思われる事項	R04年度計画	計画実施責任主体	具体的な取り組み(案)	優先度 甲:本年度内実施・規程化必須 乙:速やかな実施が望ましい 丙:検討を行い実施に備える
<p>3. 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施</p> <p>関係者の自主的な取組を喚起し、不正の発生を防止する。不正を発生させる要因を把握し、具体的な不正防止計画を策定・実施する。</p>	<p>不正発生要因の把握を日常業務の中で各部局単位で行っており、部局横断的な共有がなされていない。</p>	<p>公的研究費に関するイレギュラー案件や個別対応案件を記録し、関係部局で共有する。</p>	<p>研究推進・地域連携課 経理課</p>	<p>・公的研究費に関するイレギュラー案件や個別対応案件を記録し、関連部局で共有する。また、研究者へのヒアリングやアンケートととして不正発生因子の把握に努める。</p>	<p>甲</p>
<p>4. 公的研究費の適切な運営・管理</p> <p>不正防止計画を踏まえ、適正な予算執行を行う。第三者からの実効性のあるチェックが効くシステムを作り管理し、業者との癒着の発生を防止するとともに、不正につながる問題を捉える。</p>	<p>①定期的な予算執行状況の確認と適正な予算執行のためのコンサルティング機能が十分となっておらず、予算執行が研究期間終了直前に偏ることで、必要性の低い物品の購入や預け金などに繋がる恐れがある。</p>	<p>定期的に予算執行状況を確認し、遅滞が認められた場合は研究者にヒアリングを行うなど、適切な予算執行の維持・向上に努める。また、必要に応じて繰越制度の活用、返還等の説明を徹底する。</p>	<p>研究推進・地域連携課</p>	<p>・研究推進・地域連携課においては従来通りの方法で充分であったかを検証し、執行催促のルール化、面談方法を検討する。 ・研究推進・地域連携課のみの確認で充分であるかを検証し、適切な予算執行管理の方法を検討する。</p>	<p>丙</p>
	<p>②原則事務発注とされているが、研究者による発注に対しても経費の執行を認めており、その場合のルールが明確に定まっていない。</p>	<p>研究者による発注を行う場合のルールを明確化し、適切な予算執行が行われるよう管理する。また、発注の効率性、事務負担軽減および不正防止の観点から、コーポレートカードの有効性についての検討を行う。</p>	<p>研究推進・地域連携課 経理課</p>	<p>・備品以外の物品等の支出についても明確なルールを定める必要がある。 ・他大学の導入実績や業者の選定を行うなど、コーポレートカード導入を検討する。</p>	<p>乙</p>
	<p>③検収が単一の部署(研究推進・地域連携課)で完結しており、他部署によるモニタリングが行われていない。</p>	<p>検収作業は単一の部署に偏らせず、双方向からのモニタリングを行える体制を整備する。</p>	<p>研究推進・地域連携課 経理課</p>	<p>・検収を行う部署が研究推進・地域連携課に偏ってしまっているため、研究推進・地域連携課、経理課にて検収が行われる体制や規程について検討する。</p>	<p>乙</p>
	<p>④重複受給やカラ出張等を抑止する対策が十分でない。</p>	<p>重複受給やカラ出張等を防止するため、必要に応じて関係者、用務先へ事実確認を行うことができる体制を整備する。</p>	<p>研究推進・地域連携課 経理課</p>	<p>・出張の際に、出張関係者・用務先への問い合わせなどによる事実確認を行えるよう、出張先の連絡先を記入させるなどの対応を行う。</p>	<p>甲</p>
	<p>⑤実態の伴わないアルバイト代の請求等への対策が十分でない。</p>	<p>アルバイト等の勤務状況を把握できる環境を整備し、不定期の調査等を行うことができる体制を整備する。</p>	<p>研究推進・地域連携課 人事課</p>	<p>・アルバイトを雇用する際に不定期の調査を行う可能性がある旨を研究者に伝える。 ・「アルバイト雇用契約書」に記載されている勤務予定の曜日や時間と「出勤簿」を付けあわせ、監査室と協力をして不定期の調査等を行うなど、雇用状況実態の把握に努め管理体制を整える。</p>	<p>乙</p>
	<p>⑥飲酒を伴う打合せの可能性のある支出を抑止する対策が十分でない。</p>	<p>経費執行を円滑に行い、不正使用を防ぐために明確なルールや要件を定める。</p>	<p>研究推進・地域連携課 人事課</p>	<p>・学振の示す使用についての方向性や他大学の状況を踏まえ、不正防止推進委員会にて上限額やルールを定める。</p>	<p>乙</p>
<p>5. 情報発信・共有化の推進</p> <p>公的研究費の不正への取組に関する本学の方針等を外部に公表する。また、公的研究費の使用に関するルール等について機関内外からの相談を受け付ける窓口を設置する。</p>		<p>引き続き情報発信を推進していく。</p>	<p>研究推進・地域連携課</p>	<p>・啓発活動計画を策定し、構成員に対する啓発活動を強化する。</p>	<p>甲</p>

立正大学における公的研究費の不正防止に関する基本方針	不正発生要因および改善が必要と思われる事項	R04年度計画	計画実施責任主体	具体的な取り組み(案)	優先度 甲:本年度内実施・規程化必須 乙:速やかな実施が望ましい 丙:検討を行い実施に備える
<p>6. モニタリングの在り方</p> <p>不正発生の可能性を最小にすることを旨とし、全学的な視点から実効性のあるモニタリング体制を整備・実施する。また、恒常的に組織的牽制機能の充実・強化を図るため、不正が発生するリスクに対して重点的かつ機動的な監査を実施する。</p>		<p>監査室と各部局は連携を密としてモニタリング体制を不断に整備・実施する。</p>	<p>研究推進・地域連携課 経理課 監査室</p>	<p>これまで以上に監査室と各部局は連絡を取り合い、不正発生要因を共有し、解決する。</p>	<p>甲</p>